

令和5年3月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年3月10日 金曜日 午後3時03分から午後3時46分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (27人)

会 長 15番 米澤 誠一

農業委員 1番 前田 繁昌 10番 高見 利洋

3番 高虫 秀樹 11番 岡田 浩司

5番 尾古 礼隆 12番 奥田 国雄

7番 小谷 恵 13番 日野 浩一

8番 矢田 考志 14番 江原 宏昭

9番 遠藤 幸子

推進委員 1番 中川 勝彦 9番 入江 英之

2番 渡邊 博文 10番 佐伯 守

3番 高口 正秀 11番 谷上 真実

4番 徳永 裕二 12番 青木 美伸

5番 岸本 耕二 13番 野口 稔

6番 鳥橋 千廣 14番 川上 英章

7番 荒松 将志 15番 小原 進

8番 金本 常由

4 遅刻委員 (1名) (農委9番 遠藤 幸子)

5 欠席委員 (3名) (農委2番 石原 文義、農委4番 山下 一郎、
農委6番 藤本 康央)

6 議事録署名委員の決定 (3番 高虫 秀樹、5番 尾古 礼隆)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

8 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

10 農業委員会事務局職員

局 長	諸 遊 剛 史
主 幹	坂 田 真 寛
主 事	道 祖 貴 文
事務補助員	山根江利子

事務局

それでは、只今から3月の定例農業委員会のほうを始めさせていただきたいと思ひます。議長のご挨拶をよろしくお願ひします。

議長

こんにちは。この頃、ほんに天気が良くて、「春が来た、春が来た」みたいなことばかりラジオ聞いて作業しとりますと言っとりますが、ほんに春が来たみたいな天気ばかり続いて、何か桜は非常に早いからということで、どんどん早くなってるかなという感じを受けておりますがですね、農作業もそれなりに進んでおると思ひます。

この前ですね、視察研修、視察っていうかお別れ会をしたわけですが、いつもマスクしてるもんで、久しぶりにマスクとって顔見たら、こういう顔をしとられたただなあとということをつくづく感じまして、3年間ずっとマスクをしておったもんですから、素顔が分からないんで、やっとマスクとって、バスの中で「マスクとれ」なんてって話をしたわけですが、初めてそんなときに、こういう顔しとんただなあとということをつくづく感じたわけでした。本当にこの頃ですね、ちょっと選果場の人夫さんなんかでも、声かけられると「誰だかいな」ってマスクとると、全く分からないような状態になっておるということで、これからはコロナの関係でですね、マスクをしなくてもいいですよっていう形になってくるわけでした、これからですね、ちゃんとした顔を見れるなという感じを受けたわけです。

振り返ってみますと、あと考えてみると、4、5、6でうちうちの任期が終わるっていうことで、ほんに3か月かいな、顔見るのがっていうのが痛感に感じたようなこととございます。この前もですね、2月の24日には、倉吉のほうで研修会もありまして、その中で、石破茂さんと呼んでですね、今後の農業についてということで講演をちょっと聞いたわけですが、今後ね、いかなる方法でですね、いろんな形で変革していくわけでした、農業委員会のいろんな研修もあったわけですが、農業会議のほうから来られてですね、結局ですね、本当に、どんどん変わってくるわけでした、これからまた事務局からいろいろ説明とございますがですね、4月になれば、申請方法も変わってくるし、いろんな形がですね、ちょっと目まぐるしく変わってくるんで、本当に済むようになったのに研修する暇がないときにですね、もう、いろんな法改正なり、いろんな形での変革は出てきております。それについていくのに、なかなか、これまでの考え方はちょっと違うかなっていう、それから、皆さんにノルマを結構かけられてくるということで、非常にそれなりの活動は盛んにしないと、えらいなあとというようなことになっておりますけど、あと残された3か月間なりですね、それなりに積極的に活動していただいて、協力をお願いしたいと思ひます。

開会にあたっての、挨拶に代えさせていただきます。

議長

それではですね、今日は遅くなるということで、農委9番委員さんがちょっと遅くなるということになっております。

それから欠席はですね、農委2番委員さん、それから農委4番委員さん、農委6番委員さん、3名の方が欠席という形ですので、この会議が開けますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事録署名人の方ですが、3番委員さん、5番委員さん、よろしくお願いいたします。

議長 それでは会務報告のほうを、事務局からよろしくお願いいたします。

事務局 【会務報告】
(2月10日) ・定例農業委員会について。
(2月15日) ・名和地区農業相談日について。相談件数なし。
(2月24日) ・鳥取県農業会議常設審議委員会、鳥取県農業委員会会長協議会研修会について。
(2月27日) ・大山地区農業相談日について。相談件数なし。
(2月28日) ・農業次世代人材投資事業及び就農条件整備事業に係る就農・営農状況確認会について。
(3月 2日) ・タブレット・全国データベース(サポートシステム)研修会について。
(3月 6日) ・中山地区農業相談日について。相談件数1件あり。

議長 今、事務局のほうからご説明ございました。
何かこれについて質問があれば。
ないようですので、議案のほうに入らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

3番、〇〇、畑1筆、2, 909㎡、こちらは1筆で※円の売買です。譲渡人、譲受人はそれぞれ記載のとおりです。

農地法第3条第2項各号には該当しません。許可要件は満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長 事務局からご説明ございました。

現地確認の農委13番委員さん、よろしくお願いいたします。

農委13番委員 本日9時、推委1番、農委9番、農委13番と事務局とで、現地確認をしまいりました。

この場所は、山陰道の南側、〇〇の山陰道から見えるところにあります。今

現在は芝が作られておりますが、これは、従来から借りておられたところを、売買されるということで、見てまいりましたが、現状では何ら問題はないと思われまます。以上、簡単ですが報告いたします。

議長

今、ご説明ございました。

これについて、何かご質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手を持ってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めます。

番号1番については、畑1筆、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。

3ページ、4ページに位置図を載せております。場所は、〇〇駅の南側になり、転用目的は事業用の駐車場です。農地区分は、〇〇駅から300m以内にある農地で、第3種農地となります。申請者は□□□店を長年営業されておりますが、来客に対して十分な駐車場がなく、向かいの▽▽▽の駐車場に、お客様が駐車されるにまかせていました。しかし、仮に◇◇から「駐車はやめてもらいたい」ということになると営業にも差し支えることとなりますし、そもそも本来は独自で駐車場を整備すべきものであることから、この度の農地転用申請となりました。場所としては、店舗との位置関係から最適と思われる、店舗裏側の本申請地を選定しております。来客数は平均すると平日で10人、土日で20人くらいですが、最大で約30人の対応が可能ということで、駐車スペースとして12台分を見込んでおられます。雨水排水対策としては、自然流下に加え、傾斜をつけて西側水路へも流れるよう設計されています。これについては、土地改良区から同意は得られていません。隣接地権者及び耕作者の同意書があり、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は、特に問題はないと判断しております。また、資金計画は全額自己資金であり、定期預金の通帳の写しが提出されています。

続きまして番号2番、田1筆、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。

転用の目的は、事業用の駐車場ということで伺っております。場所は□□□□の西側であり、5ページに位置図を、6ページに土地利用計画図をつけております。農地区分としては、〇〇〇駅から300m以内にある農地であるため、第3種農地となります。農振農用地に入っていましたが、農振除外の公告については「令和5年1月16日付」で行われ、地権者への通知も同日付で送付されています。昨年11月の農業委員会において、農振除外の意見照会の際にも説明させていただいた通り、従来から外来患者や職員の自家用車が既設の駐車場内には収まらないため、その不足を解消するための駐車場整備と伺って

おります。また、農地ではありますが、小規模なエリアの端に位置しており、営農に影響の少ない農地ということで地権者から申し出があったものであり、土地改良区とも協議をされ、同意のほうは得られています。

次に、計画スペースが適正かどうかの検討です。□□□□□、■ ■ ■ ■ ■ ■、■ ■ ■ ■ ■ ■東側の駐車場も含め、来客用、社用、職員用で約80台のスペースがあります。職員数は約90名で、日勤や夜勤で5つの時間帯で交代勤務のほうをされています。来客としては外来患者、入院者の家族、業者等であり、多い日には1日あたり50人以上の外来患者の利用があります。全体的に駐車スペースが足りていない現状で、職員が十数名、敷地内の来客スペースを利用したり、さらには今回申請地の東側道路脇に、常時3～4台職員が駐車せざるを得ない状況であると聞いております。このように慢性的な路上駐車解消、来客用駐車場の確保ということを検討すると、20台の駐車場という計画は、適正なものと考えます。続いて、雨水排水対策についての説明です。駐車場の施工は路肩盛土を行い、走行面は碎石敷ですので、基本的には地下浸透となります。雨量により浸透しない分も考慮し、南側に側溝を設置し、道路側溝用と農業用排水路を兼ねる既存の側溝へ排水します。道路法施工承認申請については手続き中で、許可見込みです。以上から、金融機関による残高証明、隣接地権者及び耕作者の同意書もあり、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題はないと判断しております。

続きまして、番号3番になります。畑1筆、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。

転用の目的は、住宅ということで伺っております。位置につきましては7ページのほうをご覧ください。こちらは、〇〇〇小学校の北側になります。農地の区分は、上下水管が埋設されている町道の沿道の農地で、概ね500m以内に2つ以上の教育施設と公共施設がある農地であるため、第3種農地となります。図面にあるように三角形の形に分筆を行い、分筆後の残りの農地は、隣接する宅地の所有者が農地として取得予定です。雨水排水については、12ページをご覧ください。白黒印刷で見にくいのですが、建物及び駐車場所からの雨水は若干濃い目の線を辿って三角形の頂点の方へ流れ、水路への放流となります。その他住宅の周囲については未舗装ですので、地下浸透となります。また、隣地との境界にはコンクリートブロックを設置されます。その他の添付書類として、利用可能な住宅ローン審査結果、水利権者の同意書、隣接地権者及び耕作者の同意書、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は、特に問題はないと判断しております。

続きまして、番号4番になります。畑1筆、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。

転用の目的は、住宅ということで伺っております。位置につきましては13ページのほうをご覧ください。こちら〇〇〇小学校の北側になります。先ほどと同じく農地の区分としましては、上下水管が埋設されている町道の沿道の

農地で、概ね500m以内に2以上の教育施設と公共施設がある農地であるため、第3種農地となります。雨水排水については、19ページをご覧ください。建物部分からの雨水については、手書きの矢印に沿って、町道側への側溝への放流となります。建物周辺については未舗装であり、地下浸透と聞いております。また、隣地との境界にはコンクリートブロックを設置されます。その他の添付書類として、利用可能な住宅ローン審査結果、水利権者の同意書、隣接地権者及び耕作者の同意書、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は、特に問題はないと判断しております。

説明は以上です。

(農委9番委員、15時20分着席)

議長 それでは、現地確認について1番2番については、推委1番委員さん、よろしくをお願いします。

推委1番委員 今日午前中、私と農委13番委員、農委9番委員、事務局の4人で現地確認に行っていました。

1番ですけども、場所は、〇〇選果場の近く、◆◆に隣接した畑です。現状、多少草が生えてましたが、管理状況は問題ないと思います。転用目的が駐車場ということで、排水のほうですけども、4ページ見ていただくと、店舗側と反対側の西側に結構大きな排水路がありまして、そちらに流れるような設計になっておりますので、問題はないと思います。

続いて2番ですけども、場所は□□□□の道路を挟んで東側になります。東側でない、西側になります。田んぼは、現状、特に問題なく管理されておりました。転用目的が駐車場ということで、6ページを見ていただくと分かりますが、△△△△-△が駐車場の予定ですけども、その北側、△△△-△ってところが宅地になってまして、ちょっと低い、△△△△-△よりちょっと低いところに宅地があります。そうすると、雨水がそちらのほうに流れていかないかってということが心配されますけども、設計上、南側に排水溝を造る設計になってまして、雨水が南側に流れるような設計になってますので、特に問題はないかと思えます。以上です。

議長 続きましてですね、3番4番を、農委9番さん、よろしくお願ひいたします。

農委9番委員 はい、すみません。遅刻して申し訳ありません。

午前中、事務局と農業委員会、全部で4人で、この現地確認に行ってきました。

3番の〇〇、これも小学校の近くで、あの辺りは結構この頃、家が建ってきてる場所です。今回の申請の場所も、以前から1軒、家がある隣。ほぼ、くつつくっていか、並びになるようなところに、建設予定地になってまして、その雨水などの処理なども問題がないように思いました。で、農地は、多分去年の秋ぐらいには多分1回耕耘してあるんじゃないかなと思うような管理はしてありましたので、問題がないと思います。

4番のほうになりますが、4番は3番とほんの道路挟んですぐ近くのほうな

んですけども、この4番の宅地に関しても、隣には同じような大きさの家が近年建ってまして、いろんな意味で問題がないように思えます。水の処理などもきちんとできるように、図面のほうに書いてありますので、審議のほう、よろしくをお願いします。

議長

どうも、ありがとうございます。

それではですね、番号2番を除いてですね、質問があればお伺いいたします。

質問がないようですので、1番3番4番について、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長

推委2番委員さん、ちょっと（議事参与の制限のため）議会から出て行ってください。

(推委2番委員、退室)

番号2番について、何かご質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委2番委員、入室)

議長

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。（詳細；詳細は議案に明記）事務局からの説明は以上です。

議長

番号ですね、171番、179番、210番を除いて、何かご質問があれば、お伺いいたします。

(農委3番委員、挙手)

はい、農委3番委員さん。

農委3番委員

すみません。3番です。

ちょっと事務局のほうに確認です。247番、248番、249番、借受者のほうですが、どのような団体さんなんでしょうか。

議長

はい。事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

はい。非営利活動法人さんとして、今まで農地の貸し借りはございません。このたび初めての案件となります。内容としましては、大豆を作られるということでお伺いしております。もちろん道具等もありますし、役員の常時日数のほうもクリアしておりますし、場所といたしましては、〇〇〇の奥のほうになりますが、荒れかけていたところをきれいにして、これからやっていこうと頑

張っていかれる法人さんだと伺っております。

議長 どういう団体かっていう。

事務局 どういう団体か、はい。自然環境保護など等を目的として、持続可能な農業などを頑張りたいということで伺っておりますが。

推委7番委員 補足で。

議長 推委7番委員さん、ちょっと補足で何かあれば。

推委7番委員 ○○○自治会のほうに話があったときには、オオサンショウウオの生態調査とかをされてて、その上で上流の部分にこの農地はあるんですけど、そこが荒れているのを見て、きれいにしたいってということで申し出がありました。○○自治会とは別なんですけど、個人的には私も含めてですけど、農地をまずきれいにしようということでお手伝いさせていただきまして、一応農地をきれいにしました。この団体は、特に自然農法とかをやっていきたいという思いと、農薬を使わずにっていうことを目的にしておられるということで、そのオオサンショウウオを守っていきたいということで、○○○の1番上流のほうもきちんと管理するっていう目的で入ってこられました。特に大きな今のところトラブルはないですし、大人数で倒木なり片付けをして、農地が実はここ非農地化をしようとした農地も一部あったんですけど、そこも全部きれいしていただきまして、○○○としても、私としても農地として復活したので、活動としては大きな問題はないかなと思っております。今のところですけども、はい。

議長 農委3番委員さん、どうでしょうかいね。いいでしょうか。

農委3番委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 はい。他にございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 番号ですね、171番、農委5番委員さん、(議事参与の制限のため)議会から出てやってください。

(農委5番委員、退室)

番号171番について、何かご質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委5番委員、入室)

議長 番号179番、210番の農委3番委員さん、(議事参与の制限のため)議会から出てやってください。

(農委3番委員、退室)

これに何か質問がありましたら、お願いいたします。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委3番委員、入室)

議長 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

事務局からの説明は以上です。

議長 番号6番を除いて、何かご質問があれば。

ありませんか。

ないようですので、番号6番を除いて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 番号6番の農委11番委員さん、(議事参与の制限のため)議会から出てやっ
てください。

(農委11番委員、退室)

番号6番について、何かご質問があればお伺いいたします。

番号6番についてご質問ございませんので、賛成の方は挙手をお願い
いたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委11番委員、入室)

議長 80ページ以降は報告についてでございますので、これは見ておいてやって
ください。お願いいたします。

その他に何かございましたら。ありませんでしょうか。

議長 ないようですので、次の農業委員会の日程について審議したいと思
います。
4月の10日、月曜日、午後3時から中山改善センターで行いますが、どう
でしょうか。

異議なしということで、4月10日、月曜日、午後3時から中山改善センタ
ーで行いますので、よろしくお願いいたします。

現地確認当番は、農委12番委員さん、推委8番委員さん、推委11番委員
さんが現地確認の当番になっておりますので、協力のほどよろしくお願いいた

します。

何か、その他でございますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、令和5年3月大山町定例農業委員会を終了させていただきます。どうも、ご苦労さんでございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 高虫 秀樹

議事録署名委員 尾古 礼隆

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しています。